

がいくせきけんみん かいぎせつちようこう
外国籍県民かながわ会議設置要綱せつちもくてき
(設置目的)

だい じょう がいくせきけんみん けんせいさんか すいしん がいくせきけんみん みずか かん しょもんだい
第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題

けんとう ば かくほ い ちいきしゃかい さんかく
を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を

すす もくてき がいくせきけんみん かいぎ い か がいくせきけんみん
進めることを目的として、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民

かいぎ せつち
会議」という。）を設置する。

しよしようじむ
(所掌事務)

だい じょう がいくせきけんみん かいぎ がいくせきけんみん たちば つぎ かなか じこう
第2条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項

きようぎ おこな ち じ ていげん おこな がいく かん
について協議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する

じこう きようぎおよ ていげん たいしょう
事項は、協議及び提言の対象としない。

- (1) がいくせきけんみん かなか しさく かん
外国籍県民に係る施策に関すること。
- (2) がいくせきけんみん してん い ちいき かん
外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
- (3) た ぜんじよう もくてき たつせい ひつよう みと じこう
その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

こうせいとう
(構成等)

だい じょう がいくせきけんみん かいぎ つぎ しようけん がいとう もの なか せんニン
第3条 外国籍県民会議は、次の要件にすべて該当する者の中から選任した

いいん にんいなく こうせい
委員15人以内で構成する。

- (1) ねんれいまん さいいじよう もの
年齢満18歳以上である者。
- (2) じゅうみんきほんだいちようほう しょうわ ねんほうりつだい ごう きてい じゅうみんきほん
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本

だいちょう きろく もの にほんこくせき ゆう
台帳に記録されている者のうち、日本国籍を有しないもの。ただし、

なんみん にほんこくせきしゅとくしや ふく
難民については、日本国籍取得者を含むものとする。

(3) かながわけんない ひ つづ ねんじょうじゅうしよ ゆう ものまた かながわ
神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県
けんない ひ つづ ねんじょうきんむ も ざいがく もの
県内に引き続き1年以上勤務若しくは在学している者。

(4) にんきちゅう かながわけんないざいじゅうまた ざいきん も し く ざいがく みこ
任期中の神奈川県内在住又は在勤若しくは在学が見込まれている
もの
者。

2 いいん にんき ねんはんていど ほけつ いいん にんき ぜんにんしや ざんにんきかん
委員の任期は2年半程度とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間
とする。

3 いいん き かぎ さいにん
委員は、1期に限り再任されることができる。

4 いいん こうぼ せんじん ほうほう べつ くだ
委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

いいんちょうおよびふくいんちょう
(委員長及び副委員長)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ いいんちょうおよ ふうくいんちょう お いいん ごせん くだ
第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定
める。

2 いいんちょう がいこくせきけんみんかいぎ だいひょう かいむ そうり
委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。

3 ふくいんちょう いいんちょう ほ さ いいんちょう じ こ また いいんちょう か
副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠
けたときは、その職務を代理する。

うんえいなど
(運営等)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ いいんちょう しょうしゅう
第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。

2 がいこくせきけんみんかいぎ いいん じしゅてき うんえい おこな
外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。

3 がいこくせきけんみんかいぎ げんそく こうかい がいこくせきけんみんかいぎ けつ
外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決

定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 4 委員長は、2年間半程度の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

(委員の責務)

第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のために職務を遂行する。

- 2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(推進体制)

第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。

- 2 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。
- 3 外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。

- 4 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び

ていげん し さく か について、市町村に 協 力 を求め、その 連 携 に努めるものとする。

しよむ
(庶務)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ しよむ かながわけんこくさいぶんかかんこうきょくこくさいか
第 8 条 外国籍県民会議の庶務は、神奈川県国際文化観光局国際課において

しより
処理する。

ほそく
(補則)

だい じょう この ようこう さだ がいこくせきけんみんかいぎ うんえい ひつよう
第 9 条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要

じこう べつ さだ
な事項は別に定める。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

しこうきじつ
(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

けいかそち
(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において外国人
登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録原票に登録され
ていた者であつて施行日から引き続き住民基本台帳に記録されている者
については、改正後の要綱第3条第1項第2号に規定する住民基本
台帳に記録されている者とみなす。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

この要綱は、令和元年12月23日から施行する。